

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

標茶町アイヌ施策推進地域計画

令和3年7月2日認定

変更後	変更前
<p>4-3 観光の振興その他の産業振興に資する事業</p> <p>■ アイヌ文化伝承普及イベント事業 塘路口琴研究会「あそう会」を中心としたムックリ演奏会、白糠町のアイヌ文化保存会等に協力を求め、アイヌ歌舞などの鑑賞を行う他、ムックリ作り体験及び演奏講座や、アイヌの食文化に根差した食事の体験試食会などを合わせたアイヌ文化伝承普及を目的としたイベントを行う。<u>また開催年度により事業内容についても変化を持たせ、本事業の成果を示すことも踏まえた事業等も行う事により、事業参加者の幅を広げる試みも行う。</u></p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1) 文化振興事業 事業内容： 4-1及び4-2と同じ 事業期間： 令和3年度～令和7年度（事業スケジュール添付） 事業費： <u>1,558千円</u></p> <p>(2) 地域・産業振興事業 事業内容： 4-3と同じ。</p>	<p>4-3 観光の振興その他の産業振興に資する事業</p> <p>■ アイヌ文化伝承普及イベント事業 塘路口琴研究会「あそう会」を中心としたムックリ演奏会、白糠町のアイヌ文化保存会等に協力を求め、アイヌ歌舞などの鑑賞を行う他、ムックリ作り体験及び演奏講座や、アイヌの食文化に根差した食事の体験試食会などを合わせたアイヌ文化伝承普及を目的としたイベントを行う。</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1) 文化振興事業 事業内容： 4-1及び4-2と同じ 事業期間： 令和3年度～令和7年度（事業スケジュール添付） 事業費： <u>1,567千円</u></p> <p>(2) 地域・産業振興事業</p>

事業期間： 令和3年度～令和7年度（事業スケジュールを添付）

事業費： 107,117千円

事業内容： 4-3と同じ。

事業期間： 令和3年度～令和7年度（事業スケジュールを添付）

事業費： 107,744千円

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称
標茶町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道標茶町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

本町においては町名である標茶（シペツチャ＝大川端、大きな川（釧路川）の端）、周辺町域となる塘路（トウロ＝沼の処）、虹別（ヌウシュベツ＝豊漁の川）、磯分内（イソポウンナイ＝兎のいる沢）など、アイヌ語に由来する地名が数多く残されている。また釧路地域と、斜里及び標津方面とを結ぶ交通の要衝でもあった標茶町域は、釧路アイヌの勢力圏内に位置し、釧路川中流域に位置する標茶と塘路、西別川上流域に位置する虹別には一定規模のアイヌコタンがあった。これらコタンについての記録は、江戸幕府による第1次直轄期（1799年～1821年）及び第2次直轄期（1855年～）に複数回行われた巡検記録などに見る事ができるが、もっとも詳しい記述を残したのは1858年（安政4年）に行われた松浦武四郎による調査記録『戊午東西蝦夷山川地理取調日誌』である。この中で武四郎は本町内の多くについて記述を残しており、また西別川の水源、シラルトロ沼、塘路湖については絵図を書き残すなど、当時の本町におけるコタンや土地の状況等を詳細に記録へ留めている。

本町の塘路、虹別地域は明治期以降の北海道開拓が進む中でも、伝統的なアイヌ文化における祭事は継続し行われていた。塘路コタンのペカンベカムイノミ（ペカンベ祭り）に関しては、昭和初期の記録としてペカンベカムイノミの様子を書き留めた見聞録及びアイヌ文化研究者による学術調査報告があり、虹別コタンで行われたクマ送りについても、同様の学術調査報告書が残されている。特に1990年（平成2年）頃まで行われていたペカンベカムイノミは、植物（菱の実）を対象とするアイヌ文化の中でも特色のある祭事である。

両コタンで使用されていた地域のアイヌ文化に係る伝統的な生活民具、祭具の一部は、標茶町博物館で保管している他、現在失われてしまった祭具の復元事業を平成11年度～平成22年度にかけて実施しており、事業内で製作された祭具も併せて展示している。

また本町のアイヌ文化の特色として、19箇所のチャシ、3箇所の送り場も周知の埋蔵文化財包蔵地として登録している。また「シラルトロ第1チャシ」「同第2チャシ」「マタコタンチャシ」については、平成27年度に国指定史跡となった「釧路川流域チャシ跡群」を構成するチャシ群に含まれており、今後の活用について関係1市4町（標茶町・釧路市・釧路町・弟子屈町）にて現在検討されている。

本町にアイヌ協会はないが、アイヌ文化や歴史に関わる文化財は多数残されており、これらの情報を蓄積し展示や事業等を通して発信する拠点として標茶町博物館ニタイ・トがある。またかつてコタンのあった塘路地区には、アイヌ文化の楽器であるムックリの演奏を中心とした文化サークル「塘路口琴研究会あそう会」があり、本町のアイヌ文化の伝承活動をされてきた方などが在籍していた。博物館や塘路地区公民館とのアイヌ文化普及に係る連携事業も継続的に実施しており、町民のアイヌ文化に対する意識も高い。また北海道白老町に国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）がオープンしたことにより、北海道内のアイヌ文化が国内外に注目されており、北海道内におけるアイヌ文化の発信拠点の一つである釧路市阿寒地域に隣接する標茶町にも、すでに釧路湿原国立公園における観光拠点として知られている塘路地域を中心に、アイヌ文化を目的とした観光客の増加が見込まれる。

本町を含む釧路地方のローカライズなアイヌ文化に関し、町民や本町を訪れる方々へ積極的な理解への促進を深めるとともに、アイヌ民族にルーツを持つ人々へは、自らのルーツに誇りもち生きられる社会実現を目指す。一方でこれらの実現に際し本町の大きな課題として本町に関わるアイヌ民俗資料の不足と共に博物館の整備強化、文化を受け継ぐための担い手不足が顕著であり、本事業を通じ目的達成を果たしたい。

※アイヌ関連団体

塘路口琴研究会あそう会

設立：平成9年4月 代表者：安部ますみ 会員：11名（令和3年3月現在）

※アイヌ文化等関連施設

・標茶町博物館ニタイ・ト

所在：標茶町字塘路原野北8線56番地9

現況：平成30年7月1日開館

常設展示室として『標茶のアイヌ文化』があり、塘路コタンのペカンベカムイノミにて使用された祭具や、標茶に暮らすアイヌの人々が使っていた生活民具（復元品）、祭具及び丸木舟などを展示。

・旧塘路駅通所

所在：標茶町字塘路1番地11号

現況：昭和49年開館 同年 標茶町指定有形文化財

平成20年 近代化産業遺産（経済産業省）

塘路湖内水面漁業を目的とした漁業番屋として設置。その後駅通所に転用された。現在公開展示されており、展示の一部にアイヌの人々による塘路湖での漁業状況や、付近のアイヌ語地名を示した古文書（複製）を展示している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への受け渡しを確実なものとするため、本町のアイヌ文化等に

係る資料や物件を適切に保存管理し、本町のアイヌ文化や歴史の理解促進と地域の産業振興を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業振興に資する事業
K P I	標茶町博物館ニタイ・ト Facebook のリーチ人数	体験事業・学習講座参加者数	標茶町博物館ニタイ・ト入館者数
令和3年度 (基準年度)	16,000 人/年間	50 人/年間	3,600 人/年間
令和4年度	20,000 人/年間	50 人/年間	5,500 人/年間
令和5年度 (中間目標)	24,000 人/年間	55 人/年間	6,000 人/年間
令和6年度	27,000 人/年間	60 人/年間	6,500 人/年間
令和7年度 (最終目標)	30,000 人/年間	65 人/年間	7,000 人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

(アイヌ施策推進法第10条第2項第2号及びアイヌ政策推進交付金事業実施要綱第6条に基づく分類)

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■ 『標茶町文化財マップ』のデジタル化事業

本町の歴史的なアイヌ文化の理解について、小学生向けに配布、活用を図っていた「標茶町文化財マップ」を、アイヌ文化に関する内容を大きく取り入れ、電子データ化しダウンロードなど町内外への配布も可能とするなど、町のアイヌ文化理解への入り口として位置づけ幅広い活用を図る。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■ アイヌ文化に関わる体験伝承事業

古くよりアイヌコタンが所在し、その伝統文化が継承され続けてきた本町のアイヌ文化に関わる一般住民を対象とした体験学習や講演会を、体験伝承事業として位置づけ、継続的に開催する。

4-3 観光の振興その他の産業振興に資する事業

■ アイヌ文化伝承普及イベント事業

塘路口琴研究会「あそう会」を中心としたムックリ演奏会、白糠町のアイヌ文化保存会等に協力を求め、アイヌ歌舞などの鑑賞を行う他、ムックリ作り体験及び演奏講座や、アイヌの食文化に根差した食事の体験試食会などを合わせたアイヌ文化伝承普及を目的としたイベントを行う。また開催年度により事業内容についても変化を持たせ、本事業の成果を示すことも踏まえた事業等も行う事により、事業参加者の幅を広げる試みも行う。

■ 標茶町博物館ニタイ・トにおけるアイヌ文化展示資料整備事業

標茶町博物館ニタイ・トにおけるアイヌ文化展示資料を整備するため、以下の事業を実施する。

- ・ 標茶町博物館が所蔵する本町のアイヌ文化に係る映像及び音源資料について、コンテンツとして利活用できる形にし、本町に残る貴重なアイヌ文化の歴史や伝統を理解する重要なツールとして活用する。
- ・ 本町内のチャシや送り場などアイヌ文化に関わる重要な地点を「アイヌ文化重要地点」とし映像記録にて保存し、利活用を図る。
- ・ 本町のアイヌ文化や歴史について扱っている博物館常設展示室の解説パネル多言語化を行う。
- ・ ペカンペ採取のために使用していた特有の採取用舟を復元製作する。
- ・ 貴重なアイヌ民俗資料の適切な保存保管のため、防犯設備機器を設置する。

■ アイヌ文化関連施設整備事業

塘路湖内水面漁業を目的とした漁業番屋として設置。その後駅通所に転用された旧塘路駅通所を塘路アイヌと和人との漁業を示す施設として修復し、塘路アイヌに関わる文書資料を展示する空間として活用するとともに、当該施設の展示資料を整備する。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和8年3月31日

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容： 4-1及び4-2と同じ

事業期間： 令和3年度～令和7年度（事業スケジュール添付）

事業費： 1,558千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容： 4-3と同じ。

事業期間： 令和3年度～令和7年度（事業スケジュールを添付）

事業費： 107,117千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」と適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

4-1に記載された事業は、本町のアイヌ文化を知ることができる機会を設定したものであり、アイヌ文化への敬意それを基盤とした共生社会への実現に寄与するものである。

4-2に記載された事業は、継続的にアイヌ文化に関わる伝承体験事業を実施することでアイヌ文化への理解と後継者育成を図り、本町のアイヌ文化の継承と発展を促すものである。

4-3に記載された事業は、すでに観光地域として発展している塘路地域にて、アイヌ文化を正しく学び理解するための拠点の設定に主眼を置き、観光振興によるアイヌの歴史文化への敬意と社会的・経済的地位の向上を図り、また関係団体の連携強化と後継者育成を図るものであり、アイヌの人々が誇りをもって暮らせる共生社会実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

標茶町では「標茶町暴力団排除条例」に基づき、暴力団関係事業者を排除するための必要な措置を講じており、4の事業について反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。（第3号基準）

・事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、すべて標茶町が事業主体である。

・事業実施スケジュールの明確性

6で添付の事業スケジュールのとおり明確となっている。

・地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、標茶町文化財専門委員会及び塘路口琴研究会あそう会に意見を伺ったところ、反対意見はなかった。事業の中心地である標茶町塘路地域住民への説明は、コロナウイルス感染拡大予防の観点から、地域での集会在自粛しており、直接説明する機会を得られていない。地域会と検討し意見聴取のための

アンケートを配布するなど対応を行う。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に掲載するKPIの実数値を公表する。

また事業を実施する部局の外部評価を担う標茶町博物館運営審議会へ、目標達成の達成状況等計画について諮問及び報告を行い、検証頂いたうえで事業の効果的な実施を目指す。

(2) 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：毎年3月末

内容：計画期間における各年度の数値目標の達成状況について、年度末3月に行っている標茶町博物館運営審議会に諮問し評価を得る。また同会による指摘事項及び意見については、翌年度以降の取組方針に反映させる。

(3) 目標達成状況に係る評価効果の公表の方法

目標の達成状況に係る評価結果については、『標茶町博物館紀要』の年度活動報告に掲載するとともに、標茶町役場及び標茶町博物館のホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし